

令和2年度第1回吹田市立留守家庭児童育成室運營業務委託事業者選定委員会議事要旨

1 日 時 令和2年11月9日(月)午後6時～午後7時45分

2 場 所 吹田市役所本庁舎中層棟4階 第3委員会室

3 欠 席 なし

4 議事録(概要)

(事務局)

本委員会は、委託事業者を選定・評価するという性質上、吹田市情報公開条例第28条第2号の規定に基づき、委員名や選定候補者以外の事業者名等は公表しないものとしたします。また、委員会の議事については、委員名を伏せて会議録を作成し、市のホームページで公開することになりますので、よろしくお願ひします。

続きまして、本委員会の委員長を選任させていただきたいと思ひます。

吹田市立留守家庭児童育成室運營業務委託事業者選定等委員会規則では、委員長は委員の互選により決めることとなっています。

<全員一致で委員長及び副委員長を選任>

(事務局)

それでは、以後の進行は委員長に代わらせていただきます。

(委員長)

本日の案件や資料について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

<委員会の設置根拠、担任意務等について説明>

(委員長)

当委員会を含む本市の附属機関は、本市の審議会等の設置及び運営に関する指針において、原則として公開するものとされていますが、会議を公開することにより会議の目的を失わせ、公正かつ円滑な運営に支障が生じると認められるときにあつては、会議を公開しないことができるものとされています。

当委員会は、会議を公開することにより、公正な審議を妨げられる可能性があること、また、事業者の今後の事業活動において影響を及ぼす可能性があることなどから、非公開の会議体とさせていただきたいと思ひますが、よろしいですか。

(委員一同)

異議なし

(委員長)

それでは、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

<資料1の説明>

(委員長)

説明が終わりました。委員の皆様からの質問はありますか。

<なし>

それでは、事務局から提案されている次第(1)の業務委託共通仕様書案について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

公募に当たっての仕様書等の内容について、今回、この委員会で審議いただくことになります。

2ページ目、2指導員の配置等を記載させていただいており、網掛けの部分は保護者説明会等で保護者から御意見があったものにつきまして、事務局として修正できる箇所は修正または加筆させていただいた部分です。「1人の指導員が複数の支援の単位の担任となることはできない」という内容など、記載をしていないと不安だというお声もございましたので明記させていただきました。以降、網掛け部分につきましては、保護者の声等を反映させていただいた箇所になります。

3ページ目、ウおやつの実施、(イ)おやつ代の徴収について、委託の場合、費用徴収は委託業者が行うことになり、会計について不安に思われる保護者もいらっしゃいますので、保護者の求めに応じその会計の収支を報告してもらい、実費徴収したものをどのように使用されたのかわかるようにすることを目的として追記しています。

4ページ目、(イ)学級懇談会等について、各学期1回以上開催することと記載していますが、保護者の御意見として、各学期1回以上ではなく月1回以上というご意見もいただいています。事務局といたしまして個人懇談会を含め、保護者の要望に応じ、各育成室において回数は判断していただきたいと考えおり、当初案どおりとさせていただきます。

オ 学校及び地域との連携について、「(ア)積極的に学校との連携を図ること。」「(イ)情報の共有を図ること。」と図ることという文言につきまして、連携を義務付けて欲しいという保護者からの御意見もございましたが、この表現をもって学校との連携を義務付けている意図になりますので、当初案どおりとさせていただきます。

5ページ目、(4)保護者から徴収する費用について、保護者の方からの御意見を参考とし、実費を徴収する際は保護者全員の理解が必要なことから、目的や用途を明示することについて追記しています。ただし、会計の収支については、必要と考える保護者から求められた場合には、報告できるようにすることで説明責任を果たせるものと考えており、全員に報告することまでは記載していません。

8 引継保育、及び保護者との打ち合わせ、(1)引継保育について、2月中旬から3月までの間に実施し、4月から委託と考えています。(2)保護者との打ち合わせについて、来年の4月の委託運営を開始する前に、必ず保護者との懇談会等を実施することを明記させていただいています。保護者の御意見で、法人代表者(トップ)の出席をしてもらい、理念を聞く機会が欲しいという御意見がありましたが、事務局としては経営者が実際に保育運営をしていない場合もあり、むしろ具体的な保育内容を説明できる人が望ましいと考えていますので、仕様事項としては記載していません。

9 安全衛生等について、保護者から新型コロナウイルスに関する御意見をいただき、新型コロナウイルスや感染症対策等について追記させていただいています。

10 事故発生の対応についても、保護者の御意見がありましたので修正させていただきました。

6 ページ目、16 委託料の支払いについて、3年間の委託を考えており、36月分の委託料総額を記載しています。

8 ページ以降は、業務区分ということで、事業者が担う事業と市が担う事業について別表で添付しています。以上です。

(委員長)

説明が終わりました。委員の皆様からの意見をお願いします。

(委員)

子供を預かるということは命を預かるということですので、間違っただけの子供との関わり方や仕事での取り返しのつかない失敗があってはならないので、そのような視点から質問させていただきます。

一つは、おやつ提供における誤食への対応について、気を付けていても友達のおやつを口に入れてしまい、アレルギーの発症により命を危険に晒してしまう可能性もあると思います。緊急時には自己注射薬を使用すると思います。保管場所や用法を把握し、万に備えることと明記されておりますが、直営育成室では、どのように保管されていますか。

(事務局)

直営の場合、保管場所は保護者の御要望でありましたら育成室内の棚等で保管しますが、子供のランドセルに入っていることが多いので、ランドセルに入っていることを把握するという形になっています。直営では、そのルールに則っていますので、委託後も保護者の御要望によると思います。子供が自身で持っている場所を把握することになると思います。

(委員)

保健室の冷蔵庫など特定の保管場所を決めるのであれば、保管場所の確保や周知、用法について把握をし、適切な使用にあたることと明記してもよいのではないかと思います。子供のランドセルから探すようなことになった場合は、1分1秒争う事態になった時に、大変なことになりかねないかなと思います。この場所に入っていると子供のランドセル

ルを探すところから始めるのでは対応が異なると思いますので、直営の育成室以上の基準を設けることもありなのではないかと思いました。

(事務局)

保管場所や用法の把握に係り、速やかに対応できるようにすることを追記させていただきます。

(委員)

自己注射薬を使用する場合、何らかの指示系統なり組織的な緊急時の対応体制が必要だと思います。その点について、文言を入れていただきたいと思います。

(事務局)

保管場所や用法の把握に係り、指導員内での情報共有について追記させていただきます。

(委員)

今回からの変更案というところで、「保護者の求めに応じ、その会計の収支を報告すること」という部分について、おやつ代と教材費が挙げられています。保護者から徴収する教材費と事業者側が負担すべき費用の境目がどのあたりにあるのかということと、事業者がこの仕様書を読んで、理解できるのかどうか。

(事務局)

保護者から実費徴収するような教材費は、クッキング保育の食材費や児童が共有できないおもちゃなどが挙げられますが、その境目については、仕様書や国の運営指針に基づき保育をしていただくうえで判断することになります。また、委託事業者の運営方針によって実施される英語教育やスポーツ大会の費用など必要となる教材費については、保護者の方からの理解を得て、実費として徴収されることがあり、これについては直営においても同様です。

(委員)

コロナ禍の関係もあつたり、アレルギー対応もありますが、直営育成室では、おやつはどのようなものを選定するのか決めていますか。また民間の場合、事業者の判断で好きなものを食べさせているのですか。

(事務局)

直営についても委託業者に発注しており、おやつは栄養価や添加物等に注意するという方針に基づいて、育成室ごとに判断して提供しています。委託事業者についても、引継保育の間に直営でどのようなものを提供していたなどを踏まえて判断していただくこととなりますが、最終的には委託事業者の判断となります。

(委員)

今回、コロナ禍の関係で、一つひとつが袋に入ったお菓子にするように統一しているなどありますか。

(事務局)

コロナ禍以前は、児童が取り分けて食べていたりしていましたが、現在では児童の距離を置き、横並びで食べるなどして対応しています。また、個包装によるおやつを提供をメインとしています。

(委員)

いろんなことが起った場合は、市から基準を示し、従っていただけると判断してよろしいですか。

(事務局)

直営・委託の育成室を含めまして、新型コロナウイルス感染症対策マニュアルを作成しましたので、それに基づいて対応させていただくことになります。

(委員)

仕様書と評価項目がリンクしており、特に評価項目の3や8の内容に関わるのですが、仕様書6 指導員の配置等、(3) その他のアについて、指導員の安定的・継続的な雇用・配置に努めることと書かれておりますが、努めるではなく、当たるというような表現にした方がいいと思いますが、どのような状況か教えていただきたいと思います。

(事務局)

直営の育成室でも非常に指導員の採用確保が難しい状況にあります。そのような中で、現在、委託している育成室においては全てきちんと配置されていますが、保育所や認定こども園の保育のニーズは増加しており、昼からの勤務となる指導員については、特に採用確保が難しいため、現状を踏まえてそのような表現とさせていただきます。

(委員)

4 ページ目、オ学校及び地域との連携について、積極的に学校との連携を図ることと明記されていますが、具体的にどのような会議を行われているのでしょうか。

(事務局)

不審者情報や学校で児童に何かトラブルがあれば、児童の心身ともにケアする必要がありますので、育成室に引き継ぐなど常に連携をすることを明記させていただいているものです。

(委員)

2 ページ目、網掛けをされている部分の言葉の説明をしていただきたいのですが、1人の指導員が複数の「支援の単位」という部分について説明をお願いします。

(事務局)

育成室の1クラスを指しています。3クラスにしますと支援の単位は3という表現です。通常、教室やクラスと表現していますが、正しい表記としては、支援の単位になります。

(委員)

委員の皆様の意見がある程度出そろいましたので、取りまとめを行います。事務局より、これまでの意見を踏まえた上での変更点の説明をお願いします。

(事務局)

共通仕様書の3ページ目、(ウ) 誤食への対応について、文言を修正、追記させていただきます。

(委員長)

では、次に次第(2) 受託事業者共通募集要領について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

資料3の1ページ目、業務概要に今回公募対象の2育成室を記載しています。その注釈において、応募事業者の見学会の際に、保護者の意向に配慮することを記載してほしいとの保護者から御意見をいただきましたが、選定後に事業者による保護者説明会を予定しており、意見交換の場を設定することから、当初の案どおりとさせていただきます。

2ページ目、参加資格要件を記載していますが、青少年教育施設での運営実績を資格要件から削除してほしいと保護者から御意見をいただきましたが、応募対象者を限定することで、優良な事業者を選定できなくなるよりも、応募対象を広く設定し、当委員会で運営実績等を審査し、可否を判断していただきたいと考えていますので、当初の案どおりとさせていただきます。以上です。

(委員長)

それでは、委員の皆様からの意見ををお願いします。

書類審査を我々で行いますが、その際、応募した事業者から提出される書類については5ページ目、9提出にあたっての留意点、(1)から(9)まで項目が挙がっています。これを元に審査を行いますが、特にこの分野につきましては詳しく見るために何が必要かということも含めてをお願いします。

(委員)

16から18ページに収支計画書があります。事業者に数字を記入していただくとと思いますが、その中で積算の根拠や合計の数字の整合性は、市に提出があった段階でチェックされるのですか。もしくは提出されたものをそのまま整合性が取れていなくても審査を行うのですか。

(事務局)

受付の段階で収支計画書の数字は確認させていただき、不備等の簡単なチェックをしたうえで受付するかどうか、事業者と話をさせていただきます。事業者が合っているというのであれば、そのまま審査していただくことになります。

(委員)

電卓で計算をして、わかるものは最低限見ていただけるということで理解しました。

(委員)

2ページ目、4参加(応募)資格要件、(3) 打ち合わせ、緊急体制について、緊急時は先ほど挙げさせていただいたアレルギーだけではなく、自然災害や不審者、不審火もあ

と思います。危機管理をする上では想定されることが多いと思いますが、緊急時に迅速な対応ができる体制の確保は提出書類のどこの部分にどれだけ表れるのか見ますと、5 ページ目、(3) 事業実施計画書の中の6番目の項目にあります。恐らくこの部分の文言によって示されると思いますが、(7) 事業者の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類（最新のもの）が単なる名簿でしたら、何かあった場合のフローチャートとしてどのようにして迅速に現場から状況を上に報告し、上からどのように指示が下りるのかとわかるような図を業者は持っていると思いますが、添付してもらうようなひな形を示す必要があるかと思いました。そのようなものがあれば、より書類審査をしやすいかと思いますがいかがでしょうか。

(事務局)

誰が担当者であって誰に連絡しないといけないのか、法人内を含めまして警察や消防など、その流れを見ればすぐにわかるようにという趣旨になっております。

(委員長)

すでに実績のある業者が手を挙げることになると思いますが、今現在運営している保育所や育成室ではこのようにしていますというようなものがありましたら、比較することができるとと思います。直営の標準的な業務内容とのすり合わせをすることもできると思いますので、そのようなものがありましたら書類審査しやすいと思います。

(事務局)

これまで応募されてきた事業者につきましては、直営育成室の見学会の時に直営の書類を求められることもございます。後ほどの説明に出てくるとと思いますが、24 ページの評価項目の6 緊急時の連絡体制、安全対策についてということで評価項目の視点につきましても事業者事前に公開することになりますので、事業者も準備をされてきます。ただ、それをされないのでしたら採点が下がることになるかと思えます。

(委員長)

評価をされる際に評価の視点は大事になってくると思えます。

(事務局)

具体的な策を講じているかということも採点の対象になるものと考えます。

(委員長)

直接、募集要領と関係ないかもしれませんが、1 ページ目、2 業務概要、(2) 規模について、「入室児童数に応じて、教室数は変動する場合がある。」と明記されていますが、より上の学年も受け入れることも含めて、かなり変動する場合は事業者にある程度の力がないと到底3年間はもたないと思います。3年のスパンで見た場合、今現在変動する可能性はいかがでしょうか。

(事務局)

西山田も東佐井寺育成室も来年度の児童推計に基づき、これまでの入室希望状況からいずれも3教室と見込んでいます。しかし、今後の社会情勢やコロナ禍による求人倍率の

変動もありますので、下がる可能性もございます。大規模開発の予定なども含めて児童推計を算出していますので、大きな変動はないと考えますが、表現としては必ず3室になるとは限りませんので、念のため変動する可能性がある」と表記させていただいているものです。

また、今の推計では令和3年4月には3室になると見込んでいますが、今後、大規模開発などがあるということがわかれば、その都度、事業者と情報共有し、早めの対応をしていきたいと思っています。

(委員)

そういう意味では記載があることは大事なことでと思いますし、評価をする側としては財務内容を含めしっかりしたところでない」と到底受けきれない仕事ではないと思います。

(委員)

学校や地域の連携という事で視点が求められていますが、太陽の広場について、西山田小学校と東佐井寺小学校は状況が異なると思います。開設日などの現状と業者への説明はどうするのか教えてください。

(事務局)

東佐井寺については、ほぼ毎日実施されている状況で、活発に地域と連携されています。西山田についても日数はそこまでではないですが、地域とも連携されている状況です。事業者には、説明会でそのことについても説明させていただき、情報共有させていただきたいと考えています。

(委員)

活動の場が重なるので、子供たちどうしがうまく連携できたらよいと思います。よろしくをお願いします。

(委員)

今、現場で携わっていますが、直営でも民間でも育成室と太陽の広場と学校と連携しており、月1回のフレンド会議がありますので情報共有しながら運営しています。グラウンドは共有して、太陽の広場も遊びに来てというように行なっております。三者会議の時に情報を得ながら運営を計画すればスムーズに行くものと思います。

(委員)

太陽の広場と育成室と活動が重なるときに、怪我をすることがあると思います。そのようなときの対応はきちんと決めていますか。実際されることだろうとは思いますが。

(委員)

グラウンドで子供が怪我をされたときは、太陽の広場でも一番近いところにいるフレンドが対応にあたって育成室にも情報旧友しますし、そのような連携は話し合っておいた方が地域の関わりもありますのでよいと思います。

(事務局)

現在も、放課後子ども育成課と太陽の広場を管轄しています青少年室とが、何かあった

ときには必ず情報共有し、適切に連携するよう調整させていただいています。怪我の対応についても連携しており、保険についても育成室に来て怪我をしているのであれば、育成室の保険、太陽の広場だけに行った場合は太陽の広場の保険で対応するというように、すみ分けもきっちりできています。

(委員)

避難訓練も一緒に実施しています。太陽の広場も週1回のところと毎日のところと差があるので、そのあたりは学校との相談ではないかと思います。

(委員)

現場によりやっていることが異なると思うので、引継保育の時にそのあたりをきっちりつないでいけたらと思います。

(委員長)

委員の皆様のご意見がある程度出そろいましたので、取りまとめを行います。事務局より、これまでの意見を踏まえた上での変更点の説明、補足説明をお願いします。

(事務局)

太陽の広場事業との連携については、仕様書の4ページ目にも記載しています。募集要領について修正の指摘はございませんので、当初の案どおりとさせていただきます。

(委員長)

それでは、次に次第(3)受託事業者選定に係る評価項目及び基準について、事務局よりは説明をお願いします。

(事務局)

資料3、33ページ、採点の基準で5段階評価としていますが、劣っているのに「1」を付けることに疑問があることから、「-1」～「3」の5段階にできないかと保護者から御意見がありました。意見については理解できますが、評価基準である採点合計が60点以上や650点以上などの基準点数も同時に下げることになり、評価の結果は変わらないことから、当初の案どおりとさせていただいています。

また、劣っている、特に優れている、の評価を付ける場合は、具体的な理由を採点表に記載することとしています。以上です。

(委員長)

今、説明にもありましたように、評価をしたらなぜそんな評価をしたのかという、良い評価であれ、悪い評価であれ、特に極端な評価が出た場合はそういった事が必要になってこようかと思いますが、説明いただいた具体的な文言を含めて、御意見がありましたらよろしくをお願いします。

特に審査の視点につきましては、これが基準になりますから、評価項目に対してそれがAなのかBなのか、果たして達成できているのか、できていないのかを実際に判断する基準になりますので、もし分かりにくい言葉などありましたら御質問いただければと思います。

(委員)

21ページの○の4つめですけれども、子供が安全に安心して過ごすことができるように遊びや生活の環境を整備するとともに、ここまでは解ります。その次ですけれども、緊急時に適切な対応ができるように安全に関する自己管理能力を身に付けられる援助が考慮されているか、これは自己管理能力を指導員に付けさせるという意味で捉えてよいですか。それとも自分で自分の身を護る、ある意味、子供たちにそういった力を付けるための支援・援助・指導という意味なのか。自己管理能力を身に付けられる援助、具体的にはどんなものをイメージされていますか。

(事務局)

援助するのは指導員にはなりますが、管理能力を身に付けるというのは児童になります。

(委員)

自己管理能力、それは学校教育の中でもかなり難しいレベルの高い力ですが、それを放課後児童育成室の中でどうやって付けるのかと思っていました。子供が身に付けるのだと、そのための支援、指導をするのだと読めるように、文言を加えていただいた方がよいかと思います。子供に力を付けるという項目だとすれば、そういった質問もヒアリングの時にさせていただくことになるかとは思っています。

(事務局)

基本的には、この業務運営にあたって市が実施する研修もありますが、業務運営上必要な研修については契約書において事業者が行うことにしており、重層的に対応しています。ここについては、分かりやすい表現を検討したいと思います。

(委員)

誰にというのを明記していただいたらなと思います。それと、その上のアレルギーのある子供に対しては、保護者との相談や代わりのおやつを持参を依頼するというのを含めて、これも必要な措置というのは安全面での必要な措置と読んだらいいのですね。

評価項目、基準ですから、ある程度、具体的に誰でも同じような視点で評価できるように説明された方がよいかと思います。同じように言えば、22ページ下の台風と書いてありますけれども、台風などの災害ですね、人災も含めて。臨時休校になった場合というのですか、千里山で交番が襲われた時も休校措置が取られたり色々なことがある訳です。22ページの学校での出来事や児童同士のトラブル等の情報共有を図ることへの重要性を理解しているかということも、これも理解しているだけでは不十分で、評価項目とするのであれば、理解し、学校と連携する姿勢があるかというぐらいに突っ込んで評価をしてもよいのかと。実際、育成室の職員もよく学校とは私も現場にいる時には話をする機会もありましたので、理解はしているけれども実際にはできていませんというよりも、やはり理解している以上は、ちゃんとそれは足を運べよというぐらいの項目でもよいのかなと思います。それと、あとは一点だけ。24ページの3と8の項目が非常に重要になってくると思

うのですけれども、育成室のいわゆる標準的なシフトとしては主任指導員というのは育成室が開いている曜日はきちっと勤務をされているのですか。シフトが外れることもあるのですか。

(事務局)

基本的には無いと思っております。

(委員)

そうだとしたら、ここも確保が具体的に進んでいるかではなくて、確保ならびに勤務体制の確立が具体的に進んでいるかとか、主任にふさわしい人間の確保だけではなくて、それが主任だと、あるいはそう統括する立場にある人間が今日はシフト上お休みしていますという事ができるだけ無いような勤務体制を確立できますかというような、書き方は色んな表現の仕方があると思うのですが、そういった表現にした方がよいかと思いました。あといかがですか、皆さん。

(委員)

私は23ページの部分について、思いを伝えておきたいと思うのですが、支援を必要とする児童、虐待を受けている児童、弱い立場であって辛い思いをしている児童達、又はうまく今の考えを表現できない場合も考えられるのですが、例えば上の4のところの○の2つ目、配慮を要する児童の保育や見守り行った経験を有する指導員の配置を考えているか。これは、そのような支援が必要な児童に一人加配を付けるという意味なのか、支援が必要な児童が入ってくる場合に、知識のある指導員を配置すべきと捉えるのか、どちらの意味ですか。

(事務局)

ここにつきましては、経験を有していることに対しての評価が上がるという意味での項目になりますので、必ずしも経験していないといけないというものではありません。指導員の中に、そのような対応をしたことがある職員を採用する、配置を考えているということであれば、そこに関しては手厚いサポートができると考えられますので、そのことに対して評価が上がるというところで、項目に挙げているものです。

(委員)

5人の定数のところに、6人目の指導員を付けるという意味ではないですね。

(事務局)

そのとおりです。

(委員)

指導員の質の問題として、点数を上げるかどうかということですね。

(委員)

次の5番の二つ目の○の後半ですが、市や関係機関と連携して適切な支援につなげるように努める姿勢があるか、ということですが、すごく弱いような気がします。緊急を要するケースが多いですので。その次も、虐待が生じた云々のところで、速やかに連絡する体

制を整えようとしているか、ここも弱いと思います。4・5については、必ず指導員の育成を図っていただきたい。市からも指導はあるとは思いますが、指導員の人たちに対して、研修であったり、視点であったり、質を高めるようなことを求めてほしいですし、市はすでにされているので、このようなことを助言することも必要ではないかと思います。

(事務局)

委員の御意見については理解いたします。具体的に記載していますが、そのような視点がない場合は、評価が下がる、具体的な策を有している場合は評価が上がるということで、同じ視点で公平、公正に採点ができるよう、表現については検討をさせていただきます。

(委員)

例えば、職員を育成するシステムがあるかなどの文言は追加できますか。

(事務局)

それも含めて検討させていただきます。

(委員)

24ページの一番下の○のバックアップ要員とは、どういう意味でしょうか。欠勤した時に本部から配置される職員など様々な解釈ができると思いますが。

(事務局)

急遽、お休みしたときなどにきちんと職員配置ができるように、サポートができるだけの指導員が確保できているかどうか、という意味になります。

(委員)

緊急時の対応ということですね。よければ日本語でわかりやすく書けますか。

(事務局)

わかりやすく記載するよう検討します。

(委員長)

委員の皆様様の御意見が他にないようでしたら、取りまとめをお願いしたいと思います。すぐに文言は決まらないかと思いますが、それは時間をかけていただいたらと思いますが、現時点での変更点、あるいは補足説明がありますたらお願いします。

(事務局)

語尾の修正や語句のわかりにくい点は、審査に臨むにあたって事業者にもわかりやすい表記に変えたいと思います。台風に関しましては、台風等の災害と変えさせていただきます。語尾に関しては、基本的には整えられているかどうかを評価したいところですが、現状のものは評価できますが、今後、体制を整えるというところがなかなか確定的な表記をしにくいという点で、言い切れないところがあることは承知しています。確かに努めるというところはかなり弱い気がしますので、できるだけ積極的な表記を検討したいとは思いますが、必ず整備していないといけないというのではなく、そのような姿勢があるかというように、修正を検討させていただきたいと思います。以上です。

(委員長)

かなりいろいろな項目を漏れなく書いていただいているので、これをベースに評価はできるかと思いますが、細かい修正点を御検討いただきたいと思います。

それでは1から3まで事務局の方から説明があった変更点を修正していただき、共通仕様書、募集要領案を完成させたいと思います。修正後の共通仕様書、あるいは募集要領につきましては、私に一任いただき、委員長の了承をもって決定とさせていただいてもよろしいでしょうか。

(委員一同)

異議なし

(委員長)

それでは、そのようにさせていただきます。最後にその他の案件に移りたいと思います。事務局の方から説明をお願いいたします。

(事務局)

まず、当委員会の委員構成及び人数につきましては、吹田市審議会等の設置及び運営に関する指針に基づき、本市がその委員構成等について判断、決定しているもので、当委員会につきましては、児童福祉、教育を含む教育・保育・養護保健、会計に知見を有する有識者5名の方々に委員として参画していただいています。また、事業者選定の審査に当たっては、特別委員として委託候補の育成室から2名以内の保護者が、当委員会の事業者選定に関わっていただいています。

この特別委員の枠を設定した経緯としまして、育成室の事業委託は平成27年度から開始し、平成29年度の委託事業者の選定事務までは特別委員としての保護者枠はなく、有識者等のみで構成していましたが、委託候補となる育成室の保護者についても、直接影響する当事者となることから、当該育成室の業務を委託することで、継続して安定した運営ができる事業者かどうか審査する立場として、保護者会からの要望もあり保護者の方にも選定に参画していただいているものです。

当委員会の委員構成における特別委員につきまして、先日の9月定例会における予算委員会でも、保護者が審査に関わる負担が重いのではないかなどの御意見を受けていることもあり、本件は当委員会の審議事項ではありませんが、この場をお借りして、委員の皆様にも御意見をうかがいたいと思います。

(委員長)

今、説明がありましたように、これは当委員会の審議事項ではありませんが、意見を出していただけたらと思います。議会ではいろいろな意見があったということですが、今回は2名以内の特別委員としての保護者枠を継続して、今回の選定に臨みたいということになっていますが、いかがですか。

(委員)

2か所ありますが、2名ずつですか。最大4名ですか。

(事務局)

各育成室の保護者2名以内ということですので、合計は4名以内です。

(委員)

これまでの経過を踏まえると、保護者の意見を聴くのはある程度大切なことかと思えます。

(委員)

我々の意見としては、保護者の意見は踏まえ、しかし一方でいかに利害関係者であろうと公正、公平な選定は外せないということを確認した上で特別枠を認めるということでしょうか。

(委員)

保護者の採点も入って平均何点以上ということに関わってくるのですね。

(事務局)

そのとおりです。

(委員)

そこで、保護者の方の基準に対する御意見なのか要望なのか、そのすみ分けは事務局で捌いていただけるのですか。御意見も思いもいろいろおありでしょうが、公正な審査ができるように進めていかれることを望んでいます。

(事務局)

事業者へのヒアリングもありますので、そのようなところで、評価に関わる質問かどうかを事務局で判断させていただき、円滑に審査を進行できるよう進めさせていただきたいと思えます。結果につきましては、点数に表れますので、事務局で何かできるわけではありませんが、円滑な進行に努めてまいります。

また、保護者の方もいろいろなお気持ちがあり、選定委員の皆様と特別委員の皆様の点差が開いてしまうことはやはりございます。特別委員の皆様の方が少し厳しめの点数を付けられるということはございますし、それは保護者として自分の子供のための気持ちが見られるところもあるかとは思いますが、審査に当たっては、個人的な主観等を持たないよう、委員会の中でも御提案いただけたらと思えます。担当としても、不安を感じる事業者を引き受けていただくとは思っていません。子供のために良くしていただける事業者を選びたいのは選定委員の皆様と同じですので、それを選定委員の皆様にも御理解いただけて進めていくことができればと思えます。

(委員長)

公正、公平な立場であることをしっかり認識していただいたうえで、いろいろな御意見を聞いていただき、進めていただくということでもよろしいでしょうか。

(委員一同)

異議なし

(委員長)

私たちの意見を伝えさせていただきましたので、次の項目に移りたいと思えます。事務

局の方から説明等よろしく申し上げます。

(事務局)

今回の応募事業者選定に係る一次審査、二次審査における採点の基準については、配布資料3の33ページから34ページにお示ししており、1次審査では、33ページの5の2行目から3行目にかけて「出席者の半数以上から650点以上の採点合計を獲得した事業者を1次審査通過者」としています。また、2次審査では、34ページ6(1)のアからエの全ての条件を満たす事業者のうち、出席委員の採点合計が最上位の事業者を選定することとしています。

これまで、過去の選定委員会における事業者の審査におきましては、委員によって各事業者の採点に非常に大きな偏りがあることについて、各方面から御指摘や疑問視する声を受けているところです。

このことについて、各委員の方の採点判断の理由、その根拠を一定確認させていただくために、記載していただく採点表においては、5段階評価のうち最低の評価「劣っている」、最高の評価として「特に優れている」を評価された場合には、その理由を「評価理由」の欄に記載していただけていますが、それでもなお委員によっては大きな偏りがある場合がございます。何か改善策をいただけたら反映させていただきたいと考えていますが、いかがでしょうか。

(委員長)

委員の皆様から御意見がありましたら、よろしく申し上げます。

(委員)

33ページから34ページを見ていると、1000分の650がひとつの基準になるかと思いますが、1000分の650を下回るという事は駄目出しをされるということだと思います。駄目出しをしたら当然ながらなぜ駄目なのかという説明責任が我々の側に生じてきますから、この説明責任を果たそうと思うなら、例えばですがこういったはっきりと見える基準に満たない場合は、なぜかという理由を示すというのが唯一、改善策に繋がるものになるかと思うのですが、いかがでしょうか。

(委員)

特別委員の方はどうしても保護者でいらっしゃるの、事前にヒアリングする前に色々な情報等が入っている場合があるのではないかと思います。

(委員)

だとすれば、この委員会の特別委員として参画していただく前に、その方々には事務局の方から、その意識を持っていただくような働きかけも含めていただけたら、我々も同じ視点で評価ができるのかなと思うのですが。

(委員)

保護者としては、直営から民間に委託することで不安があると思うのです。

(事務局)

特別委員についても、公平、公正な視点から採点をしていただくよう、我々も説明させていただきたいと思います。また、そういった採点表の書式についても併せて検討させていただきたいと思います。

(委員長)

保護者の気持ちに寄り添いながら、しかしながら公正、公平という視点で採点していただくことについて十分理解していただき出席していただく、評価する側にも説明責任が伴うということについて共通理解が必要と思いますが、いかがでしょうか。

(委員)

私達も子供たちにとってより良い環境を願っており、同じだと思います。その辺も私たちが伝えられるようなことができればよいですね。

(委員)

理想的なところと、現実的なところという視点も事実としてありますので。

(委員長)

この件は、我々のそういった意見をお伝えさせていただくということで、事務局の方はよろしいでしょうか。

(事務局)

それでは、委員の皆様からの御意見を参考にさせていただき、特別委員につきましても、条例設置に基づく附属機関としての委員となりますので、その趣旨に基づいて、公平、公正に本市が定める評価基準に基づき評価・採点していただくことになることについて、事前に特別委員にも、その旨をしっかりと説明し、立場を認識していただいたうえで評価していただくように説明させていただくことといたします。

また、各委員が記載される採点表におきましては、個人的な主観、偏見に基づく採点をされることのないよう、また、客観的、合理的、公平・公正な判断に基づく評価の適正化を図るために、各評価項目の配点が65%を下回る採点をされる場合には、その具体的な理由及び根拠を記載していただくことなどの方策を検討したいと思いますので、よろしく願いいたします。

(委員長)

それでは以上をもちまして、第1回吹田市留守家庭児童育成室運営業務委託事業者選定等委員会を終了します。